



# 国際法・国際政治・法哲学

自然法の歴史から世界法の概念まで

恒藤 恭

書肆心水

## 目次

序論 世界民の愉悦と悲哀 (11)

1 (11) 2 (14) 3 (16) 4 (19) 5 (22) 6 (25)  
7 (27) 8 (32) 9 (34) 10 (37) 11 (41) 12 (43)  
あとがき (44)

政治、特に国際政治の概念 (45)

1 序 言 (45)  
2 政治の概念に関する一般的規定 (47)  
3 政治と国家との関係について (52)  
4 政治の本質に関する統制作用説の批判 (56)  
5 國際政治の概念 (60)  
6 結 語 (65)

国際法と国際政治 (67)

1 (67) 2 (68) 3 (72) 4 (78) 5 (82) 6 (85)

## 国際法と社会契約説（9・5）

- 1 実証法の客観的妥当性の問題（9・5）
- 2 國際法学と社会契約説との関係（9・8）
- 3 実証法の妥当性の問題と自然法学（10・2）
- 4 國際社会および国際法の成立に到る経過（10・2）
- 5 主権理論の出現（11・0）
- 6 アルトシウスの学説（11・4）
- 7 グローティウスの学説（11・8）
- 8 ホッブスの学説（12・5）
- 9 プーフェンドルフの学説（13・0）
- 10 ウォルフの学説（13・3）
- 11 以上の諸学説の批判（13・8）

## 法の技術的理念と国際法社会（14・4）

- 1 自然状態と法律状態（14・4）
- 2 法律状態の理念型（14・7）
- 3 現実的法律状態（15・0）

- 4 法律状態の諸現実型（一五二）  
5 國際法社会の生成（一五四）  
6 國際社会における法律状態の実現（一五七）  
7 結 言（一六四）

## 國際法社会の構造および性格について（一六八）

- 1 法共同関係と法共同集団（一六八）  
2 國際法共同集団を國際法社会と呼ぶ理由について（一七〇）  
3 國際法社会の観点からする古代社会および中世社会の一瞥（一七一）  
4 近代における國際法社会の生成について（一七七）

## 世界法および世界國家（一八三）

はしがき（一八三）

- 1 歴史的所与としての世界法および世界國家（一八四）  
2 理念または理想としての世界法および世界國家（一八八）

## 世界法の本質とその社会的基礎（二〇〇）

- 1 考察の趣意 (200)
- 2 「社会あるところに法あり」の命題における社会の概念 (200-3)
- 3 田中博士における世界社会の概念 (200-9)
- 4 国家は世界的たり得るかの問題 (214)
- 5 世界宗教の問題 (218)
- 6 田中博士における世界法の概念 (221)
- 7 『世界法の理論』の考察における法律学的動機と法律哲学的動機 (222-1)
- 8 「社会あるところに法あり」の命題の再吟味 (222-2)
- 9 國際社会および国際事象について (233-8)
- 10 田中博士とは異なる見地からする世界法の概念の定立とその社会的基礎の理解 (244-6)
- 索引 (254)

国際法・国際政治・法哲学

自然法の歴史から世界法の概念まで

## 凡例

- 一、本書は恒藤恭の著作のうち国際法および国際政治について法哲学の立場から論じた論文を集めたものである。出所は各論文末尾に記載した（本書にはおののおのの最後の版を使用した）。おののの論文名は変更していないが、「世界民の愉悦と悲哀」には「序論」の語を付加した。
- 一、本書では左記の表記調整をおこなった（引用文においても同様）。
- 一、新漢字（標準字体）、新仮名遣いで表記した。「聯」「劃」「亘」は旧字体ではないが、それぞれ「連」「画」「亘」におきかえた。
- 一、現在一般に漢字表記が避けられるものを仮名表記におきかえた。
- 一、送り仮名を現代的に加減した。
- 一、片仮名語を現代的な表記におきかえたものがある。
- 一、現在一般に漢字表記が避けられるものを仮名表記におきかえた。
- 一、漢字／仮名表記を統一的に處理したものがある。論文相互のあいだに見られる語の表記ゆれもある程度統一的に處理した。
- 一、踊り字は「々」のみを使用し、二の字点は「々」におきかえた。「々」の用法は現代的に調整した。
- 一、読点を加減したところがある（主に過剰と思われる読点の削除）。
- 一、鉤括弧の用法は現在一般的慣例によつて整理した。
- 一、日本語疑問文末尾の「？」は、本書ではどれも「？」がなくとも疑問文であることが明らかであり、また疑問文に「？」が使われていないところも多いので、句点あるいは読点におきかえるか削除するかした。
- 一、注番号のふりかたは本書全体として統一的に處理した。
- 一、「」は本書刊行所による注記である。

## 序論　世界民の愉悦と悲哀

### 1

私は生まれ落ちると同時に「日本国民」とされた。

生まれ落ちた刹那に、私自身の意識のうちに意志のはたらきと名状し得るようなものが微塵もなかつたことは、恐らく疑いを容れない事実だ。だから、私は生まれ落ちると同時に日本国民となつたといわないので日本国民とされたといいたいのだ。

私の母とても別に私を日本国民にする目的で私を生んでくれたのでないことは確かだ。それでは、一体私は何者によって日本国民とされたのだろう。こういう子供じみた疑問に向つて解答をあたえてくれるおせつかいな人間がある。その名を法律学者という。——「汝は日本帝国の法律によつて日本国民とされたのだ」と、彼法律学者は雑作もなく答えるであろう。

いずれにせよ、私が日本国民という名義をもつに至つたのは、私の自由な意志に基くのではなくて、私にとつては单なる偶然の事実に因るのである。何故というに、私の意志の欲求した結果として発生した事

実だけが、「私にとつての必然」の心証に参かり得るからである。その他の一切の事実は、おしなべて偶然性の塵溜の中に掃き捨てられてしまふ外はない。その点から考へると、私が日本国民とされたということは、私の生まれた日に偶々つめたい小雨が降つていたというようなことと同様に、私にとつては何等の必然性をも意味するものではない。社会契約説に共鳴を感じてゐる国家哲学者が、かような私の言を聞いたならば、「汝は現在日本国民の一人たることを自覚してゐるではないか、その自覚がかつて汝の意識のうちに現れたとき以来、汝が日本国民たることは、汝の論理から考へても、最早汝にとつて單なる偶然の事実ではなくて、否定すべからざる必然の事実となつたのだ」と私を詰るであろう。それに対し私は敢えて異議を申し立てようとも思はないが、それかといつて、私が生まれ落ちると共に日本国民とされたのは、私にとつては全く偶然の事実に過ぎないという私の主張を撤回する必要があるとは、毛頭考へない。私が遮二無二日本国民とされて後、日本国民たる自己を承認するに至つたまでは、時間の上に著しい間隔が介在している。この時間の距たりを、国家哲学者は单なる時間の経過量として論理的に無視さるべきものと看做すかも知れないが、現実の人間としての私にとつては、この時間の距たりには、忘れることの能きない貴重な意味が結び付けられてゐるのだ。むしろ私の論理においては、この時間の距たりこそは、幾多の結論を生み出すべき力を具えた儼然たる前提なのだ。「全体の自己を国家に向つて捧げよ、全き自由はそこから生まれる」と教える社会契約説の論理と、「自己のその他のあらゆる部分は、国家のために譲渡することも敢えて辞するところでない。だが、自己を自己たらしめる自己の本質的部分は、自己みずからのために、世界民たる自己のために、完全に留保して置かねばならぬ」と主張する私の論理との逕庭は、畢竟右の時間の距たりを非論理的な争いとして簡単に無視してしまう態度と、それを飽くまでも論理の過程において固執してやまない態度との相違に帰するのかも知れない。とにかく私を日本国民としたものは私

の意志以外の或るものだということは確実だ。

この或るものは、法律学者の見解にしたがえば、日本帝国の法律である。——ところが、いかなる法律学者に訊ねて見ても、人が生まれ落ちる瞬間に彼を「世界民」とする法律があるとは答えない。事実私は日本国民としてのいろいろの義務の履行を、数え切れないほどしばしば請求されたことはあるけれど、世界民としての義務の履行を強要された覚えは、唯の一度もない。だから、私を世界民にした法律はどこにもないと断言しても差支えないだろう。それなのに、私は世界民となっている——少なくとも自分ではそう思っている。そして世界民としての愉悦も経験すれば、世界民としての悲哀も経験する。して見ると、私が世界民であることは、私にとっては何等の偶然の事実に基くものではなく、最初から必然の事実に基づるものといわねばなるまい。なぜというと、私にこういう名義をさしづける力のあるものは、法律の外には私自身の意志があるばかりだから。そして私自身の意志は、私にとっての一切の必然性の源泉なのだから。勿論、生をこの世界に享けたことは、私にとって偶然性の至大な事実であるかも知れない。それにもかかわらず、私が世界民となつたことは、私にとって必然過ぎるほど必然な事実であると私は断定する。それは矛盾だと冷笑する人があるなら、私はその評言を無条件に甘受するであろう。かかる体験をしも矛盾として排し去るならば、私の生きている事実を意味づける唯一の索縁は、永久に喪われてしまうだろうから。そこで私は独りさけぶ。私にとっての必然は、私の意志にとっての眞実の自由である。だから世界民としての私は、自由民としての私だ、そして私は自由が好きだ、誰が何といつても好きだ。

世界民としての私の愉悦は、こうしてすでに私が世界民となつた瞬間から約束されているわけだ。

世界民はユートピアの民ではない。

ユートピアには時間はあるが歴史はない。そこでは初めが終りであり、終りが初めであって、初めと終りとの中間はない。然るに世界民の生きている世界は、歴史の世界だ。ここではあらゆる瞬間が、変化であり、発展であつて、一度び失われた瞬間は、永久に回り来る機会をもつていらない。だから世界民は、この今の瞬間を何時でも問題としていなければならぬのだ。

ユートピアでは一切の現実がそのまま理想であり、一切の理想が直ちに現実である。充たされない願いもなければ、酬いられない愛もない。それだからユートピアの民は悦楽は知つてゐるけれど、悲痛は知らない。恐らく彼らはそうした悦楽に退屈しているだらうと思われるけれど、彼らにとつてはどんな退屈さも決して不平の種にはならぬらしい。それとは違つて世界民の感情はつねに揺らいでいる。彼らは何よりもあたえられた現実に執着をもつてゐる。現実をいとおしむ心が深いだけに、現実をより良くしたいという希望が、彼らの胸に一杯にあふれている。そこで現実のかげにわずかでも理想が姿を見せると、世界民はじきに抑え切れぬよろこびに涙ぐんでしまう位である。だがそんな場合はどちらかというと例外なのであって、この世界は何処まで世界民の願うてゐる方向とは反対の方向へ進んで行くのかしらと疑われるほど、世界民の理想なんかには頓着なく歩みを運ばせるのが、通常の有様だ。で、陰惨たる顔色のうちに懷疑家めいた哀愁の表情を漂わせながら黙り込んでいるのが、しばしば見受ける世界民のポーズなのである。世界民がユートピアの民でない証拠には、彼は何処かの国家に籍を置いている。たとえばイギリスの国

籍に、スペインの国籍に、ブラジルの国籍に。つまり世界民は同時に或いはイギリスの国民でもあり、或いはスペインの国民でもあり、或いはブラジルの国民でもあるわけだ。尤も世界民はそれを単純な符牒と心得ている。マルクスは『共産党宣言』の中で、「労働者には祖国がない」と述べているが、その心持はやがて世界民の心持なのだ。国民たると同時に世界民でないところの人間にとつては、彼がもし日本国民であるならば、みずから以て日本国民と称することが無限の誇りであり、誤ってシャム国民とでも呼ばれようものなら、大層な耻辱を受けたかのように憤慨したりする。アメリカ国民、ポーランド国民、トルコ国民、某国民、々々々が、それぞれこうした矜持をその国籍名に結び付けてもっている。それは世界民あまねきが晒つて抛擲した矜持である。太陽は四六時中何処かしら世界の表面を照明している。だから「自分の国の領土には太陽の没する時がない」というイギリス人の自負心の如きは、世界民の唾棄するところだ。世界民には国境がない。世界のあらゆる部分は、世界民のための共同の財産であるべきはずだ。同じように、「すべての国々の上にドイツ國を」打ち建てようと願つたドイツ人のかつての努力は、世界民にとつては全然無意味な努力であつた。近代においてフランスはすべての文化運動の先駆をなした。そこでフランス人はほこらしく眼を輝かせて語るであろう、「フランス人を除いたすべての他の國の国民たちは、二つの祖国をもつてゐる。その一つは彼ら自身の祖国であり、今一つはわれらのフランスである」と。ところが世界民はいわゆる「彼ら自身の祖国」を持ち合せていないから、フランス人と一しょにフランスの文化においてat homeに感ぜざるを得ないわけだ。むかしの支那人にとつては、彼ら自身の祖国は世界の「中華」である。残りの国々の人間はおしなべて夷狄であつたけれど、世界民の眼に映る人間は、一人残さず中華の民である。尤も世界民はユートピアの民のよう歴史のない時間の中に生活しているものでないから、歴史によつて形成された現実を無視してはならぬこと、否、十分それを利用せねばならぬことをよく合点して

いる。だから国家という歴史的産物も、世界民にとつては、彼らの理想を実現するための大切な便利な手段の一つなのだ。世界民が同時にいづれかの国家の籍をもつてゐるのも、そのためである。或る会に籍を置いていないと、或る音楽者たちの手によつて行われるコンサートを聴くことができないとしたら、そのコンサートに興味をもつ者は、ともかくもその会の会員になつて置くだろう。世界民がいづれかの国家の籍をもつてゐるのも、同じ必要からである。したがつてそれがどの国家の籍であるかということは、彼にとっては第n次の問題であつて、決して第一次、第二次の問題ではない。尤も世界民は彼を取り巻く一切の現実に対し絶つて能わざる愛執のこころを抱いてゐるから、彼が某国家に属していることが第n次の問題だからといって、その事実に全然価値をみとめぬわけではなく、むしろ彼自身は、その事実に対して最も正常な価値判断を加えているとさえ信じてゐる。そして彼は彼の属してゐる国家を愛する。彼は彼の使つてゐるベン軸に対してすらも、それのもつてゐる「存在」をなつかしく思うのだから。唯世界民は彼の籍を置いてゐる国家と同じ国家に属してゐる人々の大多数と一しょになつて、国家その者に対し、目的自体としての価値をみとめる心になることは到底能きないのである。それは世界民のよろこびでもあれば、哀しみでもある。

### 3

一切の人間は世界民の友だちであり、同胞であるけれど、彼らはことごとく世界民たるものではない。人間を国民とする法律はあるが、世界民とする法律はない。人間を世界民とするものは、人間自身があるのみだ。人間自身の自覚があるのみだ。

自覚とは、人間が自己みずからの中に自己の本質を見出す心のはたらきを指す。世界民の考え方からいえば、人間が自己みずからの内面に深く沈潜して、自己をして人間たらしめる至醇の本質をしつかり把握する刹那に、世界民としての彼の生涯は始まるのだ。だから人間が真実の自我にめざめるとき、彼はみずからを世界民として彼の意識のうちの民籍に登録するのであると、世界民はみずからかえりみて確言するのである。

あたえられた自己は人間の一人である。本質的な自己は、このあたえられた自己と同じものではないが、あたえられた自己と絶縁すると共に、それは最早いかなる自己でもなくなってしまう。だから一個の人間としての自己に、みずからの存立を託することは、本質的な自己の守らねばならぬ第一の約束である。この約束には、更に必然に第二、第三の約束がつながっている。本質的な自己は、すでにあたえられた自己にみずからの存立を託していることを肯定する以上、他の本質的な自己がやはり他のあたえられた自己にみずからの存立を託している事実を承認しなければならぬ。そこで本質的な自己は、みずからの存立の支持者たるあたえられた自己を愛護し尊重すると同様に、同じ務めを尽すところの他の一切のあたえられた自己をも、ひとしく愛護し、ひとしく尊重すべきはずである。これが第二の約束である。各人の自我の本質は、各人の生存と努力との全意義の源泉なのであるから、能きるだけ保存され、発展されなければならぬ。そのためには、一方には本質的な自己の保存発展を障害する一切の非本質的なものを征服することが能きるよう、あらゆるあたえられた自己が互いに協力することが必要であり、他方にはあたえられた自己が単独では成就し得ない事柄を、他のあたえられた自己と協力して成就することにより、それぞれの自己の本質が深められ、拡大され、豊かにされて行く機会を獲得することが必要である。だから各個の本質的な自己は、みずからを支えて いるところのあたえられた自己を率いて、共同の使命を戴く統一ある目的の

体系に参加しなければならぬ。これが本質的な自己のまもるべき第三の約束なのだ。現実にあたえられた一つ一つの自己が存在する限り、この目的の体系は何処までもその範域を延長すべきはずであり、或いは人種性の共通とか、或いは民族性の共通とか、或いは同一国家に対する共通関係とか、或いは宗教的信仰の同一性とかを標準として、その範囲が局限さるべき何等の理由もない。かかる局限された範域の上に立つの目的の体系内に嵌入されることを以て満足する者があるならば、それは、自己の本質にめざめた人間の本領から遙かに遠ざかつた態度だといわねばならぬ。偶然的標準による目的の体系の範域の局限は、やがてその中にある各個の自己の不当な拘束であつて、そこには人間の享くべき真実の嬉しい自由のやどりかが剥されていないのだから、自由の熱愛者たる世界民は、かの窮屈な体系の中に囚われている数知れない人間の運命のために、ひそかに涙をそそいでやまない。

あらゆる本質的な自己に課せられる、以上のような必然的約束の内容を検べてみたら、これらの約束が忠実に履行され得るために、あたえられた各々の自己が、世界民としての立場にみずからを置く外はないということが、会得されるであろう。人間がほんとうに自覚するとき、すなわち自己みずからの裡に自己の本質を見出すとき、世界民としての彼の生涯が始まると世界民が信じているのは、こうした事情に基づくのだ。ささやかな自己の存在すらも、一切の自己を包容する力のある絶大な目的の体系の一成分を支えているのだということの認識は、何という限りない悦びの体験だろう。とはいいうものの、あたえられた自己の微力さと不純さとをかえりみ、同じような微力さと不純さとを、数知れぬ他の自己においてみとめ、そしてかの壯麗な体系の実現を阻礙するところの抵抗がいかに強大なものであるかに想い到底るとき、世界民は絶望に似た嘆息のうめきを覚えず洩らすことである。

世界民には法律がない。そして高い権力の座に立つて世界民に命令する立法者もなければ、法律の条文をかざして彼らをさばく裁判官もない。尤も世界民は同時に何処かの国家に籍を置いているはずだから、その国家の民たる資格においては、法律の要求するところの租税も納めねば、法律によって定められた役人の仕事にも敬意をはらう。世界民がユートピアの民に帰化しない限り、これらの事柄は、やむを得ない事柄でもあれば、必要な事柄でもある。

世界民には法律がない。かくいう場合に法律というのは、人間がこさえた法律のことである。法律学者が丹精に研究するところの法律、弁護士が巧みに利得の資本につかうところの法律がそれである。そうした法律を、世界民は一つももつていらない。

けれども世界民にはいかなる意味での法律もないというわけではない。心の趣くままに行動していささかも則を超えないといったような境涯は、世界民といえども心ひそかに懺悔(しやくきょう)しているところだけれど、もとより彼らの中にそうした至人の典型にななつた者を求めるることは、ほとんど不能だから、世界民にも何等かの意味での法律が必要だ。ところが世界民は立法者をもつていてない。だから世界民にも法律があるとすれば、それは人間がこさえたのでない法律でなければならぬ。人間のこさえた法律を人定法と呼び、それに対して人間のこさえたのでない法律を自然法と呼ぶのが、むかしの法律学者なり社会学者なりの慣わしであった。それらの学者たちは、自然法という概念にいろいろの独断的な理論を結び付けたために批難を受けたのだが、それかといって、人間のこさえたのでない法律を自然法と呼ぶ慣わしを排斥する

必要もあるまい。世界民の法律は人間がこさえたのでないとすれば、それを自然法と呼んでも差支えはなからう。それは一切のあたえられた自己をその支えている本質的な自己と共に洩れなく包容せんとするところの目的の体系において、各個の自己に課せられる社会生活の普遍的規範である。世界民としての自覚に達するということの中には、だから必然にかかる意味での自然法の認識をも含んでいるわけだ。権力が個人に向つて命令するところでは、本質的な自己にとつての発展の自由は存在しない。自由の民たる世界民が権力の法律をもたないのは、当然至極の事柄だ。

自然法は世界民にさしつけるに次のような根本的権利と根本的義務とを以てする——一切の権力に対してもすべての人類の自由と幸福とを確保せんことを要求し得る権利、一切の権力をしてすべての人類の自由と幸福とのために作用せしめるよう努力すべき義務。世界民の権利は大であるが、その負担もまことに重いといわねばならぬ。

あらゆる権力の中で最も強大なるもの、最も確固たる組織を具えているものは国家である。だから世界民の権利は、何よりも先ず国家に向つてすべての人類の自由と幸福とを確保せんことを要求し得ることでなければならぬし、世界民の義務の主要なものは、国家をしてかかる要求に応じてすべての人類の利益のために活動せしめるよう、国家を指導することでなければならぬ。世界民がいすれかの国家に籍を置いているのも、かかる権利を維持するため、かかる義務を実行するための方便と視らるべきだ。

客観的には各人の自由と利益、主観的には各人の個性と幸福——これらのものを現実の社会生活において確保し増進する目的のためにのみ、国家的権力は権力として存立することを許される。言を換えると、かような目的のためにのみ国家は個人の意志を拘束することを許される。自然法は、この限度を超えて國家が個人の意志を拘束することを肯んぜないし、国家の活動の効果がこの限度以下に停滞することを是認

## あとがき

本書所載の論稿は、「世界民の愉悦と悲哀」という題目を附して、雑誌『改造』の大正十年〔一九二〕六月号に発表したものである。それ以来二十五年の歳月が経過したのであるが、生活社からの依頼に応じて、「世界民の立場から」という新しい題目をえらび「本書では旧版の題目を採用した」、随所に些細の修正を施した上で『国際法及び国際問題』所収の旧版から数段落まとめて削除されたところもある、「日本叢書」の中に加えてもらう事にしたのは、その事が、現在における日本の状勢から見て何程かの意義があるだろう、と考えたからに他ならない。

右に述べたように、はじめて執筆した頃と現在とのあいだにはあたかも四分の一世紀の時間の隔たりがある。そこで、私のたどたどしい足取りを以てしても、その間におのずと学問的思索の途においてかなり長い路程を進むことが出来たのであった。それ故、現在における私の見地から見ると、論稿の内容に対し、相当重大なる批判的修正を加えたいと思う点が若干存するのであるけれど、しかも、そうすることをわざと差しひかえて、素朴な、幼稚な考え方たなりに一定の世界観に徹しつつひたむきに主張と見解とを展開することを試みたところの当初の所論を、そのままに本書に載せることとした。

昭和二十年〔一九四五〕十二月二十五日

『世界民の立場から』一九四六年、生活社刊行（『国際法及び国際問題』一九二三年、弘文堂書房刊行、所収）

# 政治、特に国際政治の概念

## 1 序 言

いわゆる国際政治は、政治の一方向として、または一種類として認められるべきであろうか。いいかえると、「国際政治」と呼ばれるところのものは、単に名称の上から我々をして「政治」を連想せしめるだけではなく、真にその客観的性格の上から見て、政治の概念によつて理解されるべきものたるのであろうか。——「この問い合わせに向かって肯定的な答えをあたえるべきである」となす立場から、以下において、政治の概念、特に、国際政治の概念について、そこばくの考察を試みたいと思う。

ところで、国際政治が果して政治の一方向または一種類であるか否かということは、政治の本質いかんによつて定まる事柄であると同時に、政治の本質の何たるかを明らかにしうるためには、国際政治は政治の中に含まれるか否かという点が判定されていなければならぬはずである。国際政治の概念が、世俗的にも、学問的にも、次第に重んぜられるに至つた現代においては、政治と国際政治との関係いかんの問題の解決についていかなる態度をとるかを問わず、この問題を問題として提起し、これが考察をなすこと試

みずして、政治の本質についての見解を立てようとする者は、政治の本質を考察する上に、現代の社会的・歴史的現実に即した考察方法をとるものでないとの批難を免れえないであろう。

他面において、もしも国際政治が政治の一方向または一種類として認められ能わぬならば、国際政治の本質を把握する上に政治の本質についての理解を前提する必要はないであろうけれど、これに反して、国際政治は真に政治の一方向または一種類たるものと思惟すべきであるとしたら、政治の本質について考察する立場を離れて、ひたすらに国際政治そのものの本質を究明しようとする企ては、到底満足なる成果をもたらし能わぬであろう。<sup>\*1</sup> ことに、以下の考察のごとく、国際政治が政治の一方向または一種類たることを認める立場をとる場合には、国際政治の本質の問題を取り扱う上に、当然により基本的な問題としての政治の本質の問題に対しても密接なる連絡を保たねばならぬわけである。この短い論稿は、もとよりこれら問題を詳密に論究しようとするものではなく、卑見の概要を述べるに止まるものであることを断わって置かねばならぬ。<sup>\*2</sup>

\*<sup>1</sup> 従来、国際政治の概念は、政治一般の概念との連関において十分に究明されていないように思われる。

\*<sup>2</sup> 先年私は「政治現象の本質」と題する論稿を発表したことがあった。これに対して、当時、わが国の政治学者諸氏が感想もしくは批評を発表して下さったことは、私のふかく感謝するところであったが、その中には、拙稿の趣意を十分に酌み取ることをしないで批評を加えられたものもあつたようだ。ここに私は拙稿の末尾に「ここに規定した意味における第一次および第二次の政治現象の成り立つ範囲内において、さらに別個の標準を採用することにより、一層限定された意味における政治現象の概念を定立することは、可能であるとともに必要であると思う」という旨を、

わざわざ附記して置いたのであるが（拙著『価値と文化現象』昭和十二年〔一九三七〕、一七四頁以下、参照）、この附記の文句を全く看過して批評を加えられたらしく思われたものがあったことを、遺憾とせざるをえなかつた。それで、私はそうした批評にこたえるための拙稿を発表しようと思つたが、その意を果さないでいるうちに、早くも十年ばかりの歳月が経過した。尤も、その間に右の拙稿に述べた見解を補足するための論述を試みたことがある（「法の本質とその把握方法」十、全体社会における法と経済と国家との相関性——『法学論叢』二七卷五号、四七頁以下、拙著『法の基本問題』昭和十一年〔一九三六〕、所収参照）。ここにかかげる拙稿において、私は「政治の本質」につき、および「政治現象の本質」につき、根本においては、前の拙稿におけると同様の見解をとつてゐるが、前の拙稿における見解に対して、修正もしくは補足を加えた点がある。頁数の制限のために、前の拙稿に加えられた批判に向かって特にこたえることをなしえなかつたが、所論の内容を通して、間接に且つ不十分ながらも、それに対してこたえることを念とした。

## 2 政治の概念に関する一般的規定

「政治は人間の社会的実践の一方向であり、いわゆる歴史的・社会的実在の一契機を成すものである」ということは、恐らく疑いを容れない事柄である。政治の本質の考察を試みる者は、かような根本的事態を肯定することから出発すべきであるが、そのさい、次に述べるような意味における「歴史的・社会的実在の構造的二元性」について明確なる理解を把持することを要すると思う。

自然の世界およびその内面にあたえられる諸々の自然的存在と対照されるとき、歴史の世界の特色は人格的存在の世界たることに存し、その内面をみたす諸々の歴史的存在の特色は、それみずから主体的存在

たるか、さもなくば対主体的存在としての性格を具有することに存する。かくて歴史の世界を支配する本質的秩序は、主体的存在をして主体的存在性格において成立し得ざるものたらざるをえない。歴史の世界は不斷に新しき様相において展開する動的全体であるが、その際いわゆる動的全体とは、無数の人格的存有者および彼らの社会的交渉と諸種の文化形象の産出過程およびその成果とをことごとく包含する綜合的全体社会でなければならぬ。動的・発展的全体としての歴史の世界の切断面において、諸々の人格的存有者の社会的・主体的連関と、彼らの活動の直接的および間接的成果を包含する文化的・客観的秩序とは、互いに交錯し、貫通し合うことによつて、多種多様なる歴史的存在の成立の仕方を制約する。だから、歴史の世界の、または歴史的・社会的実在の全構造を精確に認識するためには、その社会的構造と文化的構造との両面から考察することを要する。社会の現実においては、諸々の人格的存有者の社会的・主体的交渉は、常に何らかの文化的・客観的意味と連繋しつつ成り立つのであり、諸種の文化の産出、維持、増進に向けられた活動または機能も、必ず直接にか、間接にか、諸々の人格的存有者の社会的・主体的連関と深く結合しているのであるが、しかも社会的意味と文化的意味と、社会的・主体的存有そのものと文化的・客観的過程とは、互いに本質的に区別されるべきであつて、社会の全構造は、別個の原理を内含する二様の構造の統一として成り立つのである。<sup>\*1</sup>

政治は人間の社会的実践の一方向たるものとして歴史の世界に属するのであり、その成立の場面はもとより歴史的・社会的実在の文化的構造の内部に見出される。しかも、一般に歴史的・社会的実在の客観的・文化的構造はその主体的・社会的構造とのあいだに不可分の緊密なる連関を保ちながら存立するのであり、特に政治について見ても、社会の文化的構造の一要素としての政治と対応し、且つこれと不可分の緊密なる連関を示すところの因素が、社会の主体的構造の側において求められねばならぬ。かかる因素たる

## 国際法と国際政治

### 1

法と政治とのあいだに緊密な、そして複雑な相互的制約関係が存することは、両者の関係について幾ばくかの考察を試みた人々が恐らく一致して肯定するところであろう。もちろん、社会の異なるにより且つ時代の異なるによつて二者の関係は著しい相違を示すのであるが、少なくとも近代社会または現代社会の場合を問題とする限り、右のような立言が妥当とされるであろう。ところで、もしもいわゆる国際法は法の本質的性格をもたないものであり、法以外の何らかの種類の規範であると主張する見解が正しいとするならば、法と政治との関係の問題はいわゆる国内法と政治との関係に帰着するわけであつて、たゞえ国際法と称せられるものと政治との関係を問題とすることは可能であり、有意義であるにもせよ、眞実の意味において法と政治との関係を問題とするものではない、といわざるを得ないであろう。「国際法は法であるか否か」ということについては、古くから学者の意見が分れており、現在でも否定的意見をいだく学者がないわけではないけれど、現代に近づくにしたがつて、肯定的意見が次第に優勢となつてゐるの

が実状である、といいうべく、また肯定的意見が正当であると思う。したがって、法と政治との関係について考察しようとする者は、単に国内法に即して二者の関係を吟味するというのではなく、国内法と国際法と共に視野の中心に置きながら二者の関係を吟味する態度をとるべきことを要請されるはずである。

はじめは法の概念が主として国内法に着眼しつつ構成されたのと平行して、政治の概念もまたはじめは主として個々の国家に着眼して構成されたのであり、政治的事象が一の国家の内面に沿うて成立するものと他の国家との関係において成立するものとを分つ観点から、政治を内政と外交とに分類する仕方が永いあいだ行われていた。かような考え方たからすれば、法と政治との関係の問題は法と内政との関係の問題および法と外交との関係の問題を併せ含むものとみられるわけである。しかしながら個々の国家の立場に即して政治を観察するというのではなく、複数の国家を包容する国際的集団の立場に即して政治を観察し、そこに個々の国家において成り立つ政治に比してより高い次元において成り立つところの国際政治の概念を構成するときは、法と国際政治との関係を考察することは法と政治との関係を明らかにしようと欲する者にとって重要な課題たらざるをえない。

現存する数十の国家はひとしく国際法による制約の下に立ちながら相互のあいだに複雑多様な法律関係を成り立たしめているのであって、これによって一の法共同体、いいかえると、国際法共同体をかたちづくっている。国際政治はかような意味における国際法共同体の存立と不可分離の関係において成り立つのであつて、国際政治は個々の国家において成り立つところの国家政治または国内政治に比してより高い次元において成り立つというのは、畢竟国際政治が国際法共同体において成り立つことを意味するものに外ならない。かくて、法と国際政治との関係を周到な仕方で考察するためには、国内法と国際政治との関係ならびに国際法と国際政治との関係をそれぞれ考察した上で、さらにこれらの二様の関係を総合的に考察

する方法を採ることを要するわけであるが、何といっても、国際法と国際政治との関係の考察こそは法と国際政治との関係の眼目をなすものと考えられるであろう。

ところで、次節において説明するように、法と政治とはいざれも歴史的・社会的現実の世界の内面に存立し、その成分をかたちづくるものとして連関し合うものであり、特に国際法と国際政治の二者について見ても、かような根本的事態に相違するところはない。だから、国際法と国際政治との連関について、いかなる観点から考察を試みるにもせよ、両者の歴史的発展に即して考察を行うべきことが要請されるはずである。次節以下の所説は、国際法と国際政治との関係を考察する上に、まず究明して置かねばならぬ若干の事柄を究明することを試みた後、両者の連関について極めて概略的な歴史的叙述をあたえ、そのあいだにそこばくの基礎的な究明を企てるものである。

## 2

法と政治とのあいだには相互的制約関係が見出されるという場合において、いわゆる「法」とは「実定法」または「実証法」を意味するのでなければならぬ。実定法とは本質を異にする自然法の存在がみとめられるとすれば、人間の知性と意思とを媒介として自然法が政治を制約するということは思惟しえられるけれど、逆に政治が自然法を制約するということは思惟されうべくもない。何となれば、「人為に基くことなくしてそれ自身として存立し、経験的事実によって影響をうけることなく、永久不変の内容を保持する」というのが、自然法の自然法たるゆえんであり、したがって、現実の世界における政治の側にかかる変動が生じたところで、自然法はいささかも影響を被るはずはないからである。これに反して、経験

的事実に基いてその内容の変化を来たし、またはその存立を失う場合があるということは、実定法の本質に属するのであり、そのように実定法の存立に対して制約を及ぼす経験的事実の中に政治的事象は数えられるのである。近代初期において国際法が体系的形態をととのえはじめたころ、「国家相互の交渉関係は自然法の支配に服する」という学説が行われ、それが国際法の発達を助成したことは、周知の事実であるが、自然法そのものが国際政治を制約したというのではなく、自然法に関する学説が諸々の国家相互のあいだの交渉関係に対して影響を及ぼし、これによって国際法の発達が促進された、というのが眞実の事態である。政治に対して相互に制約し合う関係に立つところのものは、政治と同様に歴史的・社会的現実の世界の内面に成り立つところのものでなければならぬ。自然法はその本質からみて経験を超越して存立する規範たるものと思惟されるのであるから、自然法と国際政治とのあいだに相互的制約関係が見出されうるはずはない。自然法に関するさまざまの学説と国際政治との相互的制約関係が歴史的事実としてある程度の重要性をもつものであることは否定されえないけれど、それをば自然法そのものと国際政治との関係と同視することは正しくない。国際法と国際政治との相互的制約関係を問題とする場合にいわゆる国際法はどこまでも実定法としての国際法でなければならぬ。

「国際法はいかなる特色をもつ法であるか」という問い合わせに対して、「国際法は国際法共同体において行われている法である」と答えることができる。現存の諸国家は相互に他者を法的人格の主体として承認する立場において交渉し、一定の仕方で相互のあいだに形成された関係を国際法のあたえる規準に照らして法律関係として見る根本的態度を堅持している。この事は必ずしも国家のみが国際法的人格の持ち主たることを意味するわけではなく、国際法共同体の現実の事情に基いて国家以外の団体または個人も何らかの限界内において国際法上の主体性をみとめられているのであるが、第一次的に国際法上の人格者たるものは

# 国際法と社会契約説

## 1 実証法の客観的妥当性の問題

法の本質はいかんという問題に深く立ち入つてこれを考究しないまでもが、とにかく法は何等か超主観的なものであり、個々の主觀の経験的意志に倚拠することなく、個々の主觀の欲求と判断とに優越して存立するものであることは、法に関する種々の問題を考察するに当たりあらかじめ承認されなければならぬ前提であると思う。そして、もしも我々が経験的にその存立を認識し得ないところの法が思惟し得られるとすれば、かかる法が超個体的存立を有すべきものたることは勿論であるが、我々が経験的にその存立を認識し得るところの法、すなわちいわゆる実証法または実定法（Positive Law）についても、それは個々の意志主觀に優越して存立するものたることを承認しなければならぬ。

我々は存立するところの一切のものにつき、その存在の理由または根拠をたずねんとする根本的欲求をもつてゐる。そこで、「一般に法はいかなる理由または根拠に基いて存在するか、殊に超個人的権威を有しつつ存在するか」の疑問を提起せざるを得ないわけである。——以下の考察は、かかる問題の解決に対

し、限られたる見地からではあるが、何等かの見当を立てるに資する目的を、根本において有するものである。なお、法の本質に関して、法は個々の意志主体相互の関係につきて、それらの主体の活動に対し、一定の要求を課する規範であるということをも、前提して置きたい。

実証法は、経験的実在のうちに、その存立を託する規範である。かかる基本的制約からして、実証法の超個体的、超主観的存立の理由の問題は、おのずから三様の意義をあらわすこととなる。

経験的実在のうちに存立するところの一切のものは、必ずやその世界を支配する経験的因果法則の下に立たざるを得ない。しかば、実証法はいかなる原因に基いて、経験的実在のうちに、その存立を有し得るのであるか。——これが実証法の超主観的存立の理由の問題の第一の方面である。実証法が規範として経験的に実在するとは、その要求が個々の主観の意志を通じて実現される可能性を有することを意味し、且つその際、個々の主観における、その要求に叶わざるすべての動機を圧迫して、それに合致する意志を決定せしめる可能性を有することを意味する。この関係を指称して、実証法は個々の主観の意志を拘束する力を有するというならば、この方面においては、「実証法はいかなる理由に基きてその拘束力を有するか」という問題が、課せられているわけである。

仮に、右の如く提起された問題が満足に解決されたとして、更に私たちは次のような疑問に逢着せざるを得ないであろう——そうした拘束力を有する実証法は、いかなる理由に基いて、個人的主観の意志を圧迫して、その要求を貫徹することを得るのであるか。経験的主観が、実証法の要求に服従すべき理由は、何處にあるのであるか。——要求が要求として成立し得るゆえんを「妥当性」と呼ぶならば、ここには、「実証法はいかなる理由に基いて、その客観的妥当性を有するか」という問題が、課せられているわけである。この実証法の客観的妥当性の根拠の問題は、ひとしく客観的妥当性を有するところの、殊に前者の客観

的妥当性に比して、より根本的な客観的妥当性を有するところの他の要求を顧慮することによって、その解決を企てられる外はない。そして、この要求は、実証法その者の関連のうちに見出されるか、さもなくば、実証法の関連以外において、それに優越する地位にある要求の関連のうちに見出さなければならぬはずである。

一般に法という概念は、一方には、個々の法的規定を意味するものとして用いられることもあれば、数多の法的規定の秩序立てられた関連の全体を意味するものとして用いられることがある。実証法という概念についても異なるところはなく、個々の実証法の規定を意味する場合もあれば、それらの規定の統一的秩序を意味する場合もある。今、実証法の秩序について、その内面的構造を觀るときは、個々の法的規定のあいだに、その客観的妥当性の差別が存することを發見するであろう。すなわち、それらの規定の中にしき、法的規定の成立の条件を規定するものは、その他の規定よりも根本的な妥当性を有し、後の種類の規定は前の種類の規定によりて、その妥当性を賦与される関係の存することを知るであろう。更に、前の種類の規定について見れば、それらの規定は、幾つかの階段を経た後、終極においては、法的規定の成立の条件を規定する最高の規定に帰着せざるを得ないのである。法的規定の妥当性の根拠についてかような観方を採る立場からすれば、かかる最高の規定は、それみずからのうちにその妥当性の根拠を有するものと考えられなければならない。何となれば、それ以外の要求に更に邁つて行くことは、実証法の秩序のうちに法の客観的妥当性の根拠を求める立場を採った態度と相容れない態度に出づることを意味するからである。かように、実証法の秩序のうちに法の客観的妥当性の根拠を求める立場において提起されるところのものを、しばらく法理的意義もしくは法律学的意義における実証法の客観的妥当性の問題と呼ぶこととする。

実証法の体系その者の中に踏み留まつて実証法の妥当性の根拠を問題とすることは、実証法を中心として、本位として法に関する諸々の問題を考察することに私たちが興味をもつ限りにおいては、十分意味のある事柄であるけれど、いつまでもそうした立場を固執しなければならぬという要求が、一般に法に関する諸々の問題の考察に興味をいだく者にとりて課せられている次第ではない。そこで、実証法の体系の内側からその体系を通観した態度をあらためて、いわば、その外側から実証法の体系を見渡しつつ、全体として実証法の体系はいかなる根拠に基いて客観的に妥当するのであるかを問題とする態度に移るとする。この場合には、実証法よりも一層優越なる地位にあるところの他の種類の法の要求のうちに、問題たる根拠が求められることも考えられるし、法の要求以外の何等かの種類の超主観的の要求のうちに求められることも、考えられないではない。この場合に提起される問題を、哲学的意義もしくは法律哲学的意義における実証法の客観的妥当性の問題と呼ぶこととしたい。

## 2 国際法学と社会契約説との関係

右に考えたところによれば、実証法の超主観的存立の理由の問題は、（一）その拘束力の原因の問題、（二）その法理的意義における妥当性の問題、（三）その哲学的意義における妥当性の問題の、三個の方面を包含するものである。そして、いわゆる社会契約説（Social Contract Theory）は、その元來の形態においては——それぞれその趣旨を異にし、したがつてそれぞれ独自の方法によつて解決さるべきところの、以上の如き三個の問題を相互に峻別することなくして、同一の立場よりする同一の方法により解決することを目的とするものであつたといふことが能かる。

# 法の技術的理念と国際法社会

## 1 自然状態と法律状態

人間の社会生活が実定法の規制の下に行われる状態としての法律状態もしくは国家状態と、人間の社会的交渉が全く実定法の規制を受けずして行われる状態としての自然状態とを構想した上、自然状態から法律状態もしくは国家状態への転移によって実定法の発生理由または存立根拠を説明することは、十七、八世紀のころの自然法学者のあいだにあまねく見出される方法的態度であった。その際、発生的にまたは事相的に法律状態に先行するものと考えられた自然状態がいかなる様相を呈示するものであるかについては、個々の自然法学者によつて、その構想の仕方が一様でないが、これを以て「万人対万人の戦争の状態」たるものとなしたホップスの構想は、論理的な明確性において他にぬきんでている。<sup>\*</sup>そして、彼がかようなものとしての自然状態の構想から出発して、国家および実定法の本質について加える解明には、幾多の欠点または誤謬が含まれていると共に、今日なお我々にふかき暗示をあたえるものが含まれている。

ホップスによる自然状態の構想は、一方には人間の本来的なあり方についてのその闘争性を重く視る彼

の特有なる人間学的見解に基くものであり、他方には彼の生存した当時のイギリス社会の動搖定まりなき状勢における彼の生活経験に基くものであるが、次の世代のイギリス社会に生活したロックは、むしろ人間の社交性を力説する人間学的見解からして自然状態を構想し、これを以て大体において平和的な社会状態たるものと説いている。<sup>\*2</sup>自然状態を解して人類の社会の原始状態たるものとなすならば、ロック風の自然状態の構想に多分の真実性がふくまれているといわねばならぬであらうけれど、そうした簡単な標準を以てこれらの人々の学説の価値が測定され得ないことは明らかである。

人間の本來的性能として闘争性を挙示するか、または社交性を挙示するかという態度の相違は、他面において、社会に対する本質的規定として闘争的事象を重く視る思想傾向と、親和的事象を重く視る思想傾向との対立を生ぜしめるものであるが、恐らく事態の真相に叶つた見解としては、闘争および離反も、親和および協力も、共にひとしく人間の本來的なあり方に属するものと思惟すべきであり、したがつて、社会に関する本質的規定を求めるに當つて、闘争的および離反的事象も、親和的および協力的事象もいづれも十分に考慮の中に加えるべきであろう。ことに、闘争性および親和性は、ひとり個人においてのみならず、集団においても、やはりその本來的なあり方の二様態をなすのであって、集団のあいだにおける相互肯定的および相互否定的事象は、人間の社会生活の重要な内容をかたちづくるのである。

法律の発生および発達は、個人および集団がその本來的なあり方として相互肯定的傾向と相互否定的傾向とを併せ有するという事態とふかく関連するところがあり、社会における法律の現実的支配は、個人および集団の相互肯定的傾向を利用し助長し、その相互否定的傾向を排斥し抑圧することによつて可能とされるのである。もとより社会および社会的事物の本質は社会の歴史的発展の様相に即して把握されることを要するのであって、個人および集団の相互肯定的事象についても、相互否定的事象についても、それが

いかなる歴史的・社会的諸制約の下にいかなる諸様相を呈示するかということが考慮されねばならぬであろう。

ホッブスによれば、自然状態においては一切の文化的なるいとなみは不可能であり、したがつて自然状態はすべての文化的事物を欠如せる社会状態たるのである。反面からいえば、彼においては、人類の原始状態は万人対万人の戦争状態たるものとされている。しかしながら、諸種の文化の萌芽ともいわれ得るところのものを存しているに過ぎぬような社会状態としての人類の原始状態は政治的権力組織および実定法を欠く状態としての無政府状態たり、無法律状態たりしものとはいはれど、ホッブスの想定せるような自然状態たりしものとはいはれない。人類は原始的共産社会を去つて、政治的権力組織および私有財産制度を包容する歴史状態に移ると共に、法律状態を成り立たしめたのであらうけれど、それは必ずしも自然状態から法律状態への転移を意味するものではない。もとより人類の原始状態は何らの闘争的事象をも呈示せぬ平和状態たりしものとは考えられず、原始的社会集団相互のあいだには、往々にして闘争関係が発生したものと考えられるのみでなく、原始的社会集団その者の内部においてもまた闘争的事象が皆無であつたとは思惟され得べくもない。けれども、原始状態においては、政治的権力組織および実定法の支配なしに社会秩序が保たれ得たのであり、人類が原始状態に留まつていた限りにおいては、自然状態の克服を意味するものとしての法律状態の実現は必要とされなかつたのである。いいかえると、自然状態の克服による法律状態の実現、維持の必要は、むしろ人類が原始状態を去つて歴史状態に移り、社会の構造に根本的変動を来たしたことに基因すると考えられるのであって、歴史状態の到来せるところでは、社会における諸生活形態が法律制度化され、法律制度の維持のためにする努力によって自然状態の擡頭が抑止されることとなるのである。

\*<sup>1</sup> 後出、「自然状態と法律状態」、第五節参照。

\*<sup>2</sup> Locke, Two Treatises on Government, Chap. II, III.

## 2 法律状態の理念型

ホップスの意味における自然状態とは、各人が他のすべての人々に対して永続的敵対関係において生存する状態である。そこでは、人々が遵拵すべき共同の生活規範が欠けており、各人は他人に向っていかなる事柄をもなし得るという自然権を享有しつつ対立するのである。そして各人は自己の利益と幸福とのためには他人の利益と幸福とを無視することを憚らない自然の性向を有するのであるから、各人は互いに絶えざる敵対関係のうちに立たざるを得ないのである。しかるに、ホップスの構想によれば、人々は社会契約を締結することにより国家を創設し、国家における主権者の命令たる実定法に服従すべき地位を取得することに因つて、自然状態を離脱し、恒常的平和状態において生存するに至るのである。

すなわち、ホップスによれば、自然状態とは各人が専ら自己の自然権を行使しつつ生存する状態であり、非自然状態とは各人の自然権が否定されることによって定立された主権者の主権の支配の下に人々の生存する状態である。主権者の任務は、社会における平和と安定とを維持することに存し、彼はかかる任務の遂行のために必要と思惟する一切の事柄をなし得ると共に、そのための不可欠の手段たる武力が彼の支配の下に置かれるのである。

自然状態の克服によつて実現される恒常的平和状態を、ホップスは国家 (Common-Wealth) または市民

## 国際法社会の構造および性格について

### 1 法共同関係と法共同団体

十七、八世紀のころのヨーロッパ諸国において当時の学界を風靡する勢力をもつていた自然法学は、いわゆる「自然法」をその考察の主たる対象とするものであったが、自然法学がそのような学界における勢力を失い、これに代つて学界に不抜の地位を占めるに至つた実定法学は、いわゆる「実定法」をその考察の主たる対象とする点において、自然法学とは根本的に異なる態度をとるものである。しかば、自然法と実定法との本質的相違はいかなる点に見出されるか、というに、「現実に行われる規範である」ということが実定法の本質に属するに反して、かかる事柄は自然法の本質に属するものではなく、「現実を超えて存立する規範である」ということがあたかも自然法をして自然法たらしめるのである。かくて、実定法の本質を正しく把握するためには、「現実に行われる規範である」とはいかなる事柄を意味するのであるかということを明らかにしなければならぬはずである。

一定の時期において且つ一定範囲の社会においてその社会の成員たる諸主体により当然に尊重され、遵

守されるべき社会生活の規範として存立すること、そしてかかる事態に照応して、当該社会の諸成員の態度もしくは行為を媒介として社会生活の規範としての効果を現実に発揮し能うものであること、——かよう二重の事態が実定法をして真に実定法たらしめる条件を形成する。すなわち、「実定法は、一方においては、受規者たる諸主体により当然に尊重され、遵守されることを要する規範であると同時に、他方ににおいては、受規者たる諸主体により事実上尊重され、遵守されることを要する規範である」ということ、いいかえると、「実定法は当為性と実効性とを併せてなえる規範である」ということを指して、「実定法は現実に行われる規範である」というようにいいあらわすものに他ならない。

実定法一般に関して右に述べた事態は、実定法の一種たる国際法に関してもまた看取されるところであつて、国際法はその受規者たる諸国家が相互に交渉する上に尊重し、遵守することを要する規範たる性格を有するものであると同時に、その受規者たる諸国家が相互のあいだの交渉関係において事実上尊重し、遵守する規範たるものとして、その実定的国際法としての存立を保つのである。

実定法——以下においては略して単に法ということとする——はその受規者たる諸主体に対して規範としての権威をもつべきであり、後者はかかるものとしての法の要請するところをそのままに肯定し、承認することを要する、という事態を指して、「法は規範として妥當する」というのであるが、これを受規者の側から見れば、「受規者たる諸主体は法の要請するところを尊重し、遵守しつつ社会生活をいとなむことを要する」というようないいあらわすことが出来るわけである。そして、同一の法規範によつて規律されながら社会生活をいとなむべき地位に立つ諸主体は相互に「法共同関係」において存在する、といわれうべく、相互にかような関係に立つところの諸主体がかかる事情に基いて形成する社会的集団は「法共同<sup>\*1</sup>集団」と呼ばれるのである。特に国際法について見るときは、国際法の受規者たる諸々の国家が同一の

国際法規範による規律を受けながら相互に社会的交渉をなすべき地位に立つという事態を指して、それらの国家は「国際法共同関係」において存在する、といふべく、且つかよほうな事情に基いてそれらの国家は「国際法共同集団」をかたちづくる、といふのである。

法の受規者たる諸主体は必ずや何らかの法共同集団の成員たるものとして法の受規者たるのであって、何らかの法共同集団の成員たる地位から遊離して、単純なる個人として法の受規者たる性格を有するものではない。いいかえると、法は必ずや何らかの法共同集団の内面において法として存立するのであって、いかなる法共同集団にも属せぬ主体との関係において規範として妥当するようなことは決してあり得ないのである。かくて、法に関する本質的事態を究明せんと欲する者は、個々の受規者の立場を中心として考察するだけでは甚だ不十分であつて、必ずや法共同集団の全体的立場を中心として考察を加えることを要する。この事は特に国際法に関する本質的事態の究明を企てる者に対しても妥当するのであり、国際法共同集団の全体的立場に即して考察を進めるのでなければ、国際法に特有なる本質を的確に把握することは到底不可能たらざるをえない。

\*<sup>1</sup> 私は従来ここにいわゆる「法共同関係」を「法共同態」と呼び、ここにいわゆる「法共同集団」を「法共同体」と呼んでいたが、後に述べるような理由からここに採用した呼びかたがより適当であると思う。

## 2 国際法共同集団を国際法社会と呼ぶ理由について

国際法共同集団はドイツ、フランス、イギリスなどの国々の学者によつて „Völkerrechtsgemeinschaft“ とか、  
“la communauté internationale des états” とか、“the family of nations” とさうよろに称せられてゐる。わが国  
では「国際社会」と呼ばれたり、あるいは「国際法団体」と呼ばれているのであるが、「国際法団体」と  
いうのは恐らく適當な用語ではなく、「国際社会」または「国際法社会」というのが適當な用語であり、  
ことに後者は法共同集団の一種たるものとしての国際法集団を明確に指示示す用語であると思われる。<sup>\*1</sup>

統治団体たることは国家の特性を成すものであるが、統治団体としての国家が、国民のいとなむ社会生  
活とは没交渉に、それだけで存立し能うものでないことは、言をまたないところであって、相互のあいだ  
に絶えず社会的交渉を行いつつ生活する国民の全体によつてかたちづくられる国民社会を基盤とし、これ  
に立脚することによつてのみ、国家は統治団体としての存立と活動とを持続し能うのである。かくて、國  
民社会が健全なる形相において存立し、発展することは、統治団体としての国家にとって必然に極めて重  
大なる関心事たらざるを得ないわけである。この故に、国民社会の存立・発展のために欠くべからざる諸  
条件を永続的に確保することは、国家の主要使命の一つたるのであって、とりわけ、国民の社会生活を秩  
序づけるさまざまの法律制度を支持し、その現実の効果を確保するために国家は不斷の努力を行うのであ  
る。かように、一方では、国民社会は国家の統治作用によつてその存立・発展のために欠くべからざる諸  
条件を確保されると同時に、他方では、国家は国民社会を基盤とし、これに倚存することによつてのみ、  
その統治団体としての存立を持続しうるのであり、国民社会と国家とはきわめて緊密な仕方で相互に連結  
するのであるが、かかる仕方で両者が相合して形成する綜合的全体は、「国民共同体」と呼ばれるのにふさ  
わしい統一体たるのであって、かようなものとしての国民共同体が国家と呼ばれる場合も少なくない。か  
くて統治団体としての国家を指して「国家」という場合には、国家の限定的概念が把握されているのであ

## 世界法および世界国家

### はしがき

第二次世界戦争が終つてから間もなく多くの国々を通じて「世界國家」または「世界政府」の実現を目指す運動がさまざまの立場から提唱され、展開された。はじめのころの数年間はかなり目ざましい勢いでひろがつた後に、最近〔本論文発表は一九五三年〕に至つてはこの運動の勢いはよほどおとろえたような觀があるけれど、なお国際的に持続されている。この運動にたずさわっている人々のいだいている思想は決して一樣ではないけれど、何らかの形態における世界国家または世界政府を、何らかの仕方で建設し、かような新しい世界機構によって動かされる権力ならびに前者と結びついた法、すなわち世界法のはたらきを通じて、戦争を根絶し、世界平和を確保することを志向する点においては、意見の一一致が見出される、ということができるであろう。

それで、「世界法」とか「世界国家」とかいう言葉を見たり聞いたりする場合に、恐らく多くの人々は、世界政府運動や世界連邦運動を連想し、かような運動において目標とされているところのもの、すなわち

理想としての世界法を、また世界国家を心の中に思いうかべるであろう、と思われる。しかしながら、「世界法」という言葉も、「世界国家」という言葉も、以前から右にあげたような意味においてのみ用いられて来たわけではなく、主として学問的観点においてではあるけれど、異なる意味においても用いられて来た。すなわち理想的目標を指すのではなく、歴史的所与、いいかえると、歴史的・社会的現実としてあたえられた法および国家を指すものとして、「世界法」および「世界国家」という言葉が、これまで主として一部の学者のあいだに用いられて来た。

以下においては、まず歴史的所与としての世界法ならびに世界国家について述べた後に、次いで理想または理念としての世界法ならびに世界国家について述べることとする。

## 1 歴史的所与としての世界法および世界国家

十五世紀のなかばごろの世界のありさまを回顧すると、当時南北の両アメリカ大陸はなお旧世界とは全く絶縁の状態にあり、アフリカ大陸はわずかにサハラ砂漠以北の部分だけが文明世界との交渉をもつていた。東部ヨーロッパからアジアの西端にわたってトルコ帝国が横たわっており、その東方にはペルシア、インドおよび中国の諸帝国が存続していたが、これらの諸大国は国家として鈍重な活動をなすに過ぎず、相互のあいだにどれほども国際的交渉をもたなかつた。これに反して、アジアに比べると遙かに狭小なヨーロッパではスペイン、ポルトガル、イギリス、フランス、ドイツ、オランダなどの諸国が対抗しつつ、相互のあいだに活潑な国際的交渉を続けていた。かようなありさまであったから、当時は中国、インド、ペルシア、ヨーロッパなどがそれぞれ独自の閉鎖的世界——文明世界を形成していたわけであつて、それ

らのすべてを包括する世界の歴史的発展について考えることは、十分に根拠のあることではなかつた。しかし、十五世紀末から十六世紀の初年にかけて行われた地理上の大発見や新航路の開発が端緒となつて、西洋の諸国民が世界のあらゆる地域にわたつて商業的、植民的、軍事的、宗教的活動を展開するに及んで、次第に世界のすべての部分に存在する諸国家または諸民族を通じて種々の国際的交渉の網の目が張り渡されることとなり、その結果、十分な意味における世界史について語ることが可能となつた。全人類をその内面に包容するところの統一的世界の成立にみちびいた、かような歴史的プロセスは、十九世紀の後半から二十世紀のはじめにかけて特に高度の進展を來たし、そのために二十世紀の前半には、それまでかつて現われたことのなかつた全世界的規模の戦争が二回も発生し、これに刺激されて眞に世界平和を確保するために役立つべき世界国家や世界法の実現を目指す運動が世界的範囲において起るに至つたわけである。

現在の世界を見渡すと、アジア、オセアニア、アフリカ、ヨーロッパ、アメリカの諸大陸にわたつて七十、ないし八十ばかりの主権国家が存在し、人類はこの数に相応する多数の国民的集団に分れている。全人類によつてかたちづくられ、地球の全表面を領域とする国家としての世界は、将来の理想的国家像として考えうるに過ぎないのであるが、全人類を包容し、全世界を範囲とする「世界社会」は現に成り立つてゐるものとみとめうるのである。

「はしがき」の中で歴史的所与としての世界国家に言及したのであるが、歴史的所与、いいかえると歴史的事実としての世界国家を問題とする場合には、右に述べたところから知られるように、それは世界の全範囲を領域とし、全人類を成員とするところの世界国家、すなわち十分な意味における世界国家でありますないことは、明白であつて、世界の局限された範囲を領域として持ち、人類の一部分を支配するものでありながら、しかも或る程度に世界性または世界的構造をそなえる故に、世界国家と呼ばれるものでな

# 世界法の本質とその社会的基礎

## 1 考察の趣意

生活のさまざまの領域が世界的視野を展開し来たり、諸々の社会現象もしくは文化現象がいよいよ世界的性格を顕著に帶びるに至る傾向の存する現代において、法の領域においても「世界法」の概念が考えられ、「世界法」の問題が論ぜられるのは、当然の事柄であるといわねばならぬ。「世界性」もしくは「世界的性格」が一般に何を意味するかということは、しばらく別論として——特に世界法と呼ばれるところのものは、法としての性格をそなえると同時に、世界的性格をそなえるものたるべきことが、予想されるであろう。しかば、かようには「世界的性格を荷うところの法としての世界法」の概念を構成することは、いかなる学問的意義を有するであろうか。またかかるものとしての世界法に関して、世界法の理論が成立するとすれば、それはいかなる中心問題を解決しようとするとするものであろうか。

近代における法の理論の歴史の上から見ると、世界法の概念を把持しつつ世界法の理論を構成することを企てた最初の人はチーテルマンであるが<sup>\*</sup>、その際彼が世界法と呼んだところのものはいわゆる「統一

法」もしくは「世界統一法」に他ならず、したがつて統一法もしくは世界統一法の可能性の根拠の問題が、「世界法の可能性」問題として考察されたのであつた。爾来、世界法の問題は主にドイツの法学者のあいだにおいて論議されたのであり、且つ概して彼らはこの問題を統一法もしくは世界統一法の問題として取り扱つたのであつた（田中耕太郎『世界法の理論』第一巻、八頁以下、二七二—二七三頁、第三巻、二〇四頁以下）。

かような法学の方面における事態とは別に経済学の方面においては歴史派の経済学者のあいだに先ず「世界経済」の概念を取り上げて、これが解説をあたえる人々があらわれた。その後、ハルムスおよびザルトリウス、フォン・ワルタースハウゼンなどによつて、経済学の独自の部門として世界経済の理論を建設しようとする企てが実現され、この方面における研究に従事する学者がドイツのみならず、他の国々にも続々あらわれた。わが国においても、そうした海外の状勢と平行して、作田莊一博士をはじめ世界経済の理論の発展を企てる人々があらわれた。<sup>\*4</sup>

法学の方面においては、上述のごとく、概して世界法の問題は、統一法という、かなり局限された範囲の法の領域に関する問題として取り扱われ、したがつて世界法の理論も、そのように局限された範囲における法的事象を主題とする理論として生長し來たのであるが、これに反して、経済学の方面においては、世界経済の問題は、経済生活の諸々の部分にわたる問題たるものと解せられ、いきおい世界経済の理論も、広大なる範囲と複雑なる構造とをもつ文化領域の全般に関する理論として発達したのであつた。

法と経済と、法学と経済学とはそれぞれ特有の事情の下に存立するものであるから、世界経済の理論の研究がさかんに行われるのと並んで、これと同様に世界法の理論の研究がさかんに起ることを、直ちに期待することは出来ないが、とにかく前者に比して後者は氣勢の揚がらざる状態にあつた。だが、経済学の側における状勢は法学の側にもおのずと影響を及ぼすに至り、新しき態度をもつて世界法の問題を取り扱

わんとする学者を現れしめた。すなわち田中耕太郎博士は、最初はチーテルマンの意味における世界法の問題に関心をもち、この問題の考察を進められたのであるが、次第に世界法の問題の範囲を拡大して行き、従来の人々の場合とは著しく面目を異にせる世界法の理論を開拓されるに至った（『世界法の理論』第一巻、序文三頁、第三巻、序文一頁）。かくて、田中博士の著『世界法の理論』の三巻は、世界法の理論の歴史に新しい時期を画したものというべく、この大著において同博士は従来の人々に比して一層ひろき視野を見渡しながら世界法の問題を取り扱い、且つ一層高き立場から世界法の理論を考察されているのである。

もしも当初のごとく、世界法の問題が単に統一法の問題を意味するものであるならば、世界法の概念は法の根本理論にとつてさまで重要性をもたぬものであるかも知れないが、田中博士のように、世界法の問題をはるかに広汎なる範囲をもつ問題として取り扱うことが、むしろ正当な態度であるとしたら、世界法の概念は法の根本理論にとつても重要な意義を有するものたらざるを得ないはずである。

ところで、我々が世界法について論じ、世界法の問題について何らかの考察を企てる場合に、世界法の概念そのものをいかように構成しているかによって、議論の趣旨が左右されざるを得ないことは、いうまでもない事柄であるから、世界法の理論にとつて世界法の概念の問題は最も基本的な問題たるべきは必ずある。この点については、田中博士も「世界法の可能性の論には必ずや世界法の概念の論が先行しなければならぬ」ことをみとめて、世界法一般に関する論述の冒頭において、世界法の解説を試みておられる（『世界法の理論』第一巻、二七三—二七四頁）。しかして世界法の概念が、右に述べたように、法の一般的基礎理論にとつても重要性を有するものであるとしたら、世界法の概念を究明することは、ひとり世界法の理論のみにとつて不可欠の課題たるものではなく、法の一般的基礎理論にとつてもまた重要な課題の一たるものであろう。

かような事情にかえりみて、法に関する一般的基礎理論の観点から、以下において、世界法の本質につき若干の考察を試みようと思う。田中博士の卓越せる研究が、法学界に対して偉大なる貢献を致したものであることは、『世界法の理論』の著者を紹介せる人々のひとしく認めたところであるが、特に世界法の本質の問題について見ても、これに関する田中博士の論述は、我々に対して多大の啓発と暗示とをあたえるものである。したがつて、以下の考察においても、世界法の本質に関する博士の所論に聴くことによつて、我々の理解をすすめたいと期するのであるが、しかも我々は、世界法の本質の究明を企てるに当り、これに関する田中博士の見解を直ちに肯定することは、もとよりなし得ないはずである。我々のとるべき態度は、同博士の見解を周到に検討し、これに対しても批判を加えることにより、世界法の本質に関する我々自身の理解を獲得すべく努めることに存せねばならぬ。

『世界法の理論』の著において、世界法一般に関する論述に当てられているのは第四章「世界法の世界社会的基礎」、第五章「世界經濟の法的規整」および第六章「自然法と世界法」であるが、世界法の基礎理論の上から見て中核を成すものは、恐らく「世界法の世界社会的基礎」を論じた章である。<sup>\*</sup>この章において、田中博士は世界法の存在の社会的地盤について考察を加えると同時に、これによつて世界法の本質を明らかにする方法をとつておられるが、一般に法の本質の考察は、法の存在の社会的地盤に関する考察との連関においてなされることを要する次第であるから、田中博士のとつておられる考察方法は十分に当を得たものといわざるを得ない。そして、かような考察方法に基いて田中博士の到達された世界法の本質に関する特有の見解は、同博士の世界法に関する論述の全般を制約しているのであり、ことに世界法一般を試みるに当つても、世界法の世界社会的基礎についての博士の所論を通して世界法の本質に関する博士

田中耕太郎 199, 201-215, 217-228,  
230-233, 237, 246, 248-251  
田畠茂二郎 199  
他律の法律共同体 154, 155, 161, 162  
ダンテ 191, 192, 197  
チーテルマン 199, 200, 202, 204, 231  
中央集権国家 78, 192  
仲裁裁判 153, 159, 160  
中立国 77, 86  
中立法 93  
帝国主義 33, 64, 94, 176  
デュボア 192  
テンニース 206  
統一法 200-202, 204, 221, 222, 227-231,  
248, 250  
闘争性 144, 145  
道徳規範 158  
道徳的人格 131, 135, 236, 238  
同盟 77, 80, 82, 92, 108, 132  
トマジウス 133  
トマス 122 →新トマス主義

### な 行

内政／国内政治 62, 63, 68, 72, 80, 85, 88,  
181  
内乱 62, 85  
ナポレオン 91, 92  
西ローマ帝国 108, 187, 190

### は 行

ハーグ（国際）平和会議 93, 158  
ハルムス 201  
万国連合 35, 65, 93  
ハンバー 194  
万民経済 241, 242  
万民法 113, 187, 189  
被支配者 56, 58, 60, 73-75, 116  
フィヒテ 101  
風習規範 158  
ブーフェンドルフ 130-133, 135, 139  
フォン・ワルタースハウゼン 201  
部分社会 207, 209, 212, 233-235, 238, 242,  
249, 250  
普遍的全体社会 240, 246, 248, 251  
武力 33, 40, 53, 62, 85, 89, 94, 108, 119,  
147, 149, 197  
ブルジョアジー 83, 90-92

ブルンチュリー 214  
文化領域 35, 49, 50, 51, 64, 201  
平時国際法 86, 90, 177  
ヘーゲル 156, 193  
法共同関係 168-170  
法共同集団 168-171, 173  
法共同体 68, 78, 83, 170  
法共同態 170  
法的人格 70, 84, 113, 235, 236, 238  
法と政治 50, 67-69, 242  
法の技術的理念 148, 149, 160, 162, 163  
法律規範 149, 151, 154, 157, 167, 223  
法律状態 144, 146-158, 160-163, 165-167  
ボーダン 89, 112-114, 138  
ホップス 86-89, 126-133, 135, 139, 144,  
146-148, 150, 155, 156

### ま 行

マキアヴェリ 22, 88  
牧野英一 204, 205  
マルクス 15, 22  
マルクス・アウレリウス 186  
民族国家 78, 80, 83, 88, 92, 178  
無政府主義 27, 28, 39  
無法律状態 146, 151

### や 行

ユートピア 14, 15, 19, 43, 213, 214, 217,  
219, 220, 249  
ユダヤ人 107  
ユトレヒト和議 82

ら 行

ライプニッツ 133  
リーヴス 195  
利己 86, 126  
理念型 147-150, 152-155, 158  
歴史法学 100  
連邦国 38, 41, 61, 64, 106, 117, 125, 197,  
215-218  
ローマ皇帝 111, 190  
ローマ人 24, 107, 186-191  
ローマ帝国 108, 111, 176, 187, 215  
ローマ法王 81, 108-111, 155, 176, 177,  
180, 187, 190, 191  
ロック 145

	144	主権権力 53, 87, 112, 150, 177
国家政治	51, 52, 55, 60–65, 68, 72, 76, 77, 244, 248	主権国家 119, 185, 192
国家法	34, 120, 121, 129, 135, 137, 142, 244	主権者 86, 87, 109, 113, 122, 124, 128, 129, 132, 147, 148, 150
国家理由 (Raison d'Etat)	88, 181	主権地位 50, 54, 78, 83
<b>さ 行</b>		
作田莊一	201, 204	主権の国家 81, 150, 151, 180, 196
ザルトリウス	201	シェリーの大計画 192
サン・ピエール	192	自律的法律共同体 152, 153, 155, 161, 162
三十年戦争	81, 82, 89, 110, 118, 129, 155, 179	神意法 120, 122
自然科学	102, 103	人意法 120
自然権	87, 126–128, 138, 147	神聖ローマ皇帝 81, 155, 176, 180, 187, 191
自然主義	102, 103	神聖ローマ帝国 187, 190
自然状態	86–89, 122, 124, 126–132, 134, 135, 138–140, 144–148, 150–153, 155, 156, 164–166	人定法 19, 122, 129
自然法	19–21, 28, 34, 42, 69, 70, 86, 99, 100, 102, 104, 113–115, 117–125, 127–142, 155, 158, 165, 166, 168, 189, 190, 223, 230, 235 →国際自然法	新トマス主義 227, 230
自然法学	86, 99, 100, 102–105, 130, 133, 138, 140, 144, 165, 166, 168, 227	新ヘーゲル派 193
実証主義	100	神法 113, 127, 130, 134
実証法	69, 95–98, 102, 104, 105, 123, 124, 129, 134, 138, 139, 141, 142, 148, 150, 166	人法 122, 127, 130, 134
実定法	69, 70, 87, 95, 104, 124, 136, 144, 146–148, 152, 153, 155, 156, 168, 169, 189, 222, 235	親和性 145
支配者	56, 58, 60, 73, 74, 79, 88, 112, 116, 176, 191	スアレーズ 118, 123–125
資本階級	33	ストア派 189, 190
資本主義	33, 36, 64, 81, 83, 84, 90, 93, 94, 156, 179, 181, 241	ストレイト 194
市民社会	147	政府 36, 40, 41, 73–76, 91, 132, 196, 198
市民法	187	世界国 39–42, 139, 141–143
社会規範	151, 163, 234, 239, 244, 245	世界国家 63, 87, 183–191, 193–195, 197–199, 210, 214–220, 249
社会契約	12, 98–101, 103–105, 114–117, 122, 124–126, 128, 133, 138–142, 147	世界史 53–56, 63, 111, 185, 193, 194
社会主義	22, 33, 36, 245	世界市民 189
社会状態	122, 131, 132, 145, 146, 150–153, 158	世界社会 56, 176, 185, 190, 199, 203–217, 221, 223, 225–227, 230, 231, 234, 246, 248, 249
社交性	119, 120, 145	世界主義 22, 27, 28, 31, 33, 35–38, 219
宗教改革	109, 110	世界政治 65, 248, 249
自由主義	91–93	世界政府 183, 194, 195, 197–199
重商主義	83, 91	世界戦争 35, 156, 158, 195, 197, 198 →第 一次世界戦争／第二次世界戦争
索引	主権 82, 87, 89, 110, 112–114, 117, 119, 124, 128, 129, 134, 135, 138, 147, 195, 196, 244	世界連邦 183, 197, 214–217
		世界連邦国 39–42
		絶対主義 90, 92, 181, 192
		ゼノン 189
		戦時国際法 86, 90, 177
		専制君主 82, 83, 181
		戦争法規 35
		全体社会 47, 48, 53, 73, 207, 233–240, 242, 246, 248, 249
		相互肯定 61, 63, 64, 145, 164, 165
		相互否定 61, 63, 64, 145, 164, 165
<b>た 行</b>		
		第一次世界戦争 84, 196 →世界戦争
		第二次世界戦争 183, 194–197 →世界戦争

# 索引

## あ 行

- アルトシウス 114-117, 124, 125, 138  
アレクサンドロス 186, 188, 189, 215  
安全保障理事会 197  
アンリ四世の大計画 192  
意志法 120  
ウィーン会議 92  
ウェストファリア会議 84, 92  
ウェストファリア条約／ウェストファリアの和議 81, 82, 84, 110, 179, 180  
ウォルフ 101, 133-137, 139, 141-143

## か 行

- 外交 27, 29, 31, 33, 62, 63, 65, 68, 72, 80, 82, 88, 91, 92, 108, 118, 181  
カトリック 50, 65, 79, 81, 109, 110, 177, 179, 190, 191, 210, 220, 223  
カルネアネーデス 120  
カント 35, 100, 101, 192, 193  
行政 40, 50-52, 64, 65, 77, 78, 219, 222  
強制手段 135, 149, 162  
強制組織 139, 140  
強制方法 74, 139  
局限の全体社会 240, 242, 243, 248  
局部の全体社会 53  
キリスト教 83, 89, 107-109, 118, 177, 190, 192  
近代社会 67, 93, 177, 178  
近代的国際法 81-83  
グローティウス 22, 89, 90, 101, 109, 110, 118-120, 122-126, 129, 130, 133, 135, 136, 139, 140, 142, 155, 177, 181  
軍事 85, 162, 164-186, 197  
軍事組織 62, 78  
軍事力 85  
経験的事実 69, 70, 189  
警察 85, 162, 196  
警察力 85  
現実型 152, 153, 158, 160  
合意 75, 87, 93, 116, 120, 121, 124, 125,

- 140-142  
国際憲法 135-137  
交戦行為 35, 86  
交戦国 86  
交戦法 93  
功利 119-121, 123  
合理主義 91, 211, 212  
ユーラー 193  
国際慣習法 135, 136  
国際経済 71, 88, 93, 94, 156, 165, 187, 230, 241-245, 247-250  
国際契約法 135, 136  
国際自然法 135, 136  
国際私法 204, 227-232, 250  
国際司法裁判所 161  
国際主義 27, 29-31, 34, 36, 64, 88, 94, 212  
国際条約 93, 159, 166  
国際的団体 64, 76, 78  
国際必然法 135  
国際紛争 77, 85, 93, 159, 194  
国際法共同集団 170, 171, 174, 175, 178  
国際法共同体 63, 68, 70, 71, 75, 76, 81, 83, 84, 86-88, 90  
国際法社会 37, 63, 84, 154-159, 161, 162, 164-166, 170, 171, 174, 175, 177, 178, 181  
国際立法 158, 159, 161, 162, 166  
国際連合 36, 195-198, 221  
国際連合憲章 195, 197  
国際連盟 36, 37, 39, 40, 65, 155, 156, 158, 159, 193-196, 210, 215, 221  
国内政治 →内政  
国内法 67, 68, 72, 74-76, 85, 91, 165, 222, 226, 243-245, 248, 250  
国内法社会 155, 158, 160, 162, 164-167  
国民共同体 171-174  
国民経済 93, 94, 181, 241, 242, 244, 248  
国民社会 50, 53-56, 58-62, 71, 76, 87, 92, 171-176, 239-243, 246-248, 250  
個人主義 30, 31, 91, 140, 148  
国家主義 22, 27-31, 33, 34, 36, 41, 64  
国家主権 83, 198, 228, 230  
国家状態 122, 126, 128, 129, 131, 134, 139,